

処 分 基 準

令和3年7月20日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第6条第1項及び第2項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条（許可の基準）、古物営業法施行規則第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）
処 分 基 準： 古物営業法第6条第1項及び第2項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3187
備 考：